

令和6年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート

自己評価 A～C

完了:目標を達成したため、事業を完了した。 A:効果があった(達成できている)
B:ある程度効果があった(ある程度達成できた)
C:あまり効果がなかった(達成できなかった) D:実施していない・評価できない

今後の方向性

拡大

継続

縮小

終了

基本方針	施策	具体的な取り組み	整理番号	事業名	担当部署	事業内容	令和6年度実績(実施状況)	昨年度評価 (令和5年度)	令和6年度実績に関する担当課の評価		今後の進め方	今後(令和7年度以降)の実施計画
									自己評価	実施状況に関する担当課の評価		
基本方針1. 市民が安心して、制 度を円滑に利用で きる体制の整備	成年後見制度の 周知と利用しや すさの向上	(1)広報・啓発活動の推進	1	成年後見制度パンフレット作成・配布	地域包括ケア 推進課	成年後見制度の正しい理解と普及、啓発のため、パン フレットを作成し、関係機関に配布する。	パンフレット作成数:3000部 配布先:市内認知症対応医療機関、相談機関	A	A	認知症高齢者、障害と各分野の関連機関に 広く配布するとともに、地域の勉強会など で参加者に配布した。	継続	制度周知のため、引き続きパンフレットの 作成、配布を行う。
			2	成年後見制度市民向け講演会	地域包括ケア 推進課	成年後見制度の正しい理解と普及、啓発のため、市 民を対象とした専門家による講演会を実施する。	2回実施、計132名参加	A	A	市民に制度について普及啓発を行うことが できた。	継続	制度の周知のため、年2回実施する。
			3	成年後見制度市民向け講演会(コスモス)(共催事業)	地域包括ケア 推進課	市民を対象とした、成年後見制度及びその周辺問題 についての講演会・無料相談会を公益社団法人コス モス成年後見サポートセンター千葉県支部とともに 実施する。	年6回、奇数月に公民館で実施。 講演会参加者総数 32件	A	A	成年後見制度等の理解促進と相談場所とし て機能を発揮している。	継続	引き続き制度の周知、利用促進のため継続 する。
			4	中核機関リーフレット配布	地域包括ケア 推進課	中核機関のリーフレットを作成し、周知を行う。	市川、浦安、船橋共通のリーフレットを作成 し、千葉家庭裁判所市川出張所から審判の 決定通知に同封していただき送付	A	A	令和5年度の後見人(専門職・親族含む)か らの相談は計20件、令和6年度は15件で あった。一方、そのうち親族後見人は令和5 年1件であったが、令和6年には4件に増加 している。配布は行っているが、周知に役 立てられているかは動向を注視する必要が ある。	継続	家庭裁判所の協力のもと、リーフレットの 配布を行う。
		(2)相談支援体制の整備	5	中核機関による相談支援事業の実施	地域包括ケア 推進課	成年後見制度等、権利擁護支援に関する相談事業を 実施。市民からの問い合わせに対応する他、福祉等 の相談機関から相談を受ける2次相談窓口として実 施。	相談件数 延べ件数170件 実件数154件	B	B	昨年度の210件と比べ相談件数は減った ものの、市民や後見人などからのさまざま な相談に対応する事ができた。中核機関の 周知を引き続き行う必要がある。	継続	体制整備については検討を進め、中核機 関の周知は引き続き行っていく。
			6	権利擁護支援定例会議 専門職相談の実施	地域包括ケア 推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複 合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例 の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体 制を整える。	権利擁護支援定例会議 年6回実施 専門職相談 年2回実施	A	A	権利擁護支援定例会議の開催数を4回から 6回に増やし、地域包括支援センターや社 会福祉協議会などの事例検討及び受任者 調整を行うことができた。今後も会議の周 知を徹底し各機関に活用を呼びかけていく 必要がある。	継続	引き続き、相談機関と連携を図りながら、 事例の検討及び受任者調整会議を実施 する。
			7	権利擁護相談の実施(地域包括支援センター)	地域包括ケア 推進課	高齢者の成年後見制度をはじめとする権利擁護に関 する相談支援を行う。	地域包括支援センター 成年後見制度等の相談件数 4,973件	A	A	高齢者の相談窓口として相談対応、市長申 立ての支援を行っている。	継続	引き続き地域からの相談を受け適切に相 談支援を実施していく。
			8	障害者成年後見支援センター事業	障害福祉課	船橋市援護の障害のある人の法人後見等の受託や、 船橋市援護の障害のある人及びその家族に対して成 年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行 うことで、障害者の成年後見制度の利用促進を図る。	対象者に対し、成年後見制度に関する電話 相談等を行うとともに、市からの依頼に応じ て法人後見等の受託を行った。 相談件数 8,044件 (知的 4,785件、精神 2,879件、その他 380件)	A	A	対象者からの成年後見制度に関する電話 相談等を実施している。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			9	生活困窮者自立支援の実施	生活支援課	傷病や障害やその他の要因で、日常生活や社会生活 を営む上で何らかの支障をきたす方に対して、専門 の自立支援相談員が面接や訪問をおとして様々な支 援を行い、自立の妨げとなる原因を取り除くことを 目的に実施している。 【船橋市生活保護受給者自立支援事業】 ①日常生活自立に関する支援 ②社会生活自立に関する支援 ③就労自立に関する支援	参加者 目標達成 就労決定 (人) ① 153 131 4 ② 7 6 0 ③ 62 48 13 合計 222 185 17	A	A	生活困窮者への自立支援事業として、参加 者に対する目標達成率は全プログラムの合 計で83%となり、効果が認められる	継続	引き続き国の実施要領に従い、生活困窮 者への自立支援事業として、同様事業を 行っていく。
			10	総合相談窓口の実施	地域福祉課	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」にて、制度の 狭間にいる方や様々な課題を抱える方の相談支援を 行う。	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」にお ける支援実施延べ件数 33,665件	B	A	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」に て、DVや虐待、差別の疑われる相談があっ た際は、速やかに担当部署と連携し、対応 方法についてアドバイスを受けるとともに、 今後の対応について協議および連携を図つ た。	継続	引き続き、必要な相談者に向け事業を 行っていく。
		(3)親族後見人の普及や後 見人支援の推進	11	中核機関による相談支援事業の実施(再掲)	地域包括ケア 推進課	成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する 相談事業を実施。親族後見人や専門職後見人からの 相談に対応する。	後見人からの相談件数 15件(専門職11件 親族4件)	B	B	令和5年度の後見人(専門職・親族含む)か らの相談(20件)と比べると減っているが、 逆に親族後見人からの相談は増加した。引 き続き中核機関の役割を含め、後見人へ周 知を行う必要がある。	継続	中核機関の周知を進め、後見人等の相談 に対応していく。
			12	権利擁護支援定例会議 専門職相談(後見人向け)の実施	地域包括ケア 推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複 合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例 の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体 制を整える	権利擁護支援定例会議 年6回実施 専門職相談 年2回実施	B	B	後見人支援のために体制を整えている。受 任者調整からスタートし、継続した支援体制 を敷いていく必要がある。	継続	受任者調整機能も含め、体制を整備す る。
			13	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【地域包括ケア推進課】	地域包括ケア 推進課	成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者の うち費用負担が困難な方に対して成年後見人等の報 酬を助成。	成年後見人等報酬助成件数:124件	A	A	昨年より助成件数は増加しており、必要な 人に成年後見人等の報酬を助成すること で、利用促進ができた。	継続	引き続き、必要の人に成年後見人等の報 酬を助成することで、利用促進していく。
			14	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【障害福祉課】	障害福祉課	成年後見制度を利用する障害者(精神障害を除く)の うち、費用負担が困難な方に対し、成年後見人等の 報酬助成(市長申立て以外も含む)により、障害福祉 の増進を図る。	対象者に対し、成年後見等の報酬助成を 行った。 報酬助成件数 20件	A	A	対象者に対し、適切な手続き案内、助成を 行っている。	継続	対象者に対し、適切な手続き案内、助成を 行っている。
			15	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【保健所保健総務課】	保健所保健総 務課	成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助 成を行う。	報酬助成件数 36件	A	A	昨年度よりも助成件数が増加し、必要な 人に報酬助成を行い、利用促進が図られた。	継続	引き続き成年後見制度が必要な精神障害 者に向けて助成を行っていく。

基本方針1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備(続き)	幅広い権利擁護支援における事業の展開(続き)	(4)意思決定支援や身上保護を重視した運用	16	権利擁護支援定例会議 専門職相談の実施(再掲)	地域包括ケア推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える	権利擁護支援定例会議 年6回実施 専門職相談 年2回実施	A	A	権利擁護支援定例会議の開催数を4回から6回に増やし、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの事例検討及び受任者調整を行うことができた。今後も会議の周知を徹底し各機関に活用を呼びかけていく必要がある。	継続	受任者調整機能も含め、検討会議を実施する。	
			17	専門職や後見人等に向けた研修事業	地域包括ケア推進課	尊厳のある本人らしい生活を継続するため、権利擁護支援を必要とする人に関わる専門職や後見人等に研修を実施する。	医療福祉専門職に向けた研修を開催 オンライン研修 題材「成年後見制度の利用に関する診察、本人能力の評価について」「本人情報シートについて」 参加者51名	A	A	医師やソーシャルワーカー、ケアマネ、包括職員など、さまざまな職種に対して中核機関や制度周知を行うことができた。	継続	専門職に向けて引き続き事業を実施する。	
	(1)権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進	(1)権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進	18	エンディングノート作成・配布	地域包括ケア推進課	最期まで自分らしく過ごすために、医療・介護、行政手続き、相談窓口等の情報をわかりやすく掲載し、医療・介護、葬儀、資産管理等に関する自分の希望を記しておく「大切な人に伝えるノート」(船橋版エンディングノート)を作成し、配布する。	冊子作成数:9900部	A	A	必要な方へ冊子を配布することができ、ノートを使った講座も実施出来ている。	継続	今後も冊子を作成し、配布していく。	
			19	ひまわりネットワークの活動(ひまわりシートの配布)	地域包括ケア推進課	在宅療養する高齢者等が緊急時に自分の意思を明確に家族や救急隊、病院等に伝えることができるようひまわりシートの配布を行った。	配付本数:156本	B	B	令和5年度と比較すると、配布数は伸び悩み結果となったため、引き続き必要な方々にひまわりシートが行き届くよう努めている。	継続	ひまわりシート事業のチラシを活用し、周知を行い、配付促進を図っていく。	
			20	在宅医療支援拠点ふなばーと事業	地域包括ケア推進課	在宅医療支援拠点ふなばーと職員を講師派遣し、「最期まで自分らしく生き残るためにあなたの願いはなんですか?」をテーマに、まちづくり出前講座を実施。もしバナゲームを通して自分自身が大切にしていることを考え、話し合える場を設け、自己選択の啓発を行う。	まちづくり出前講座 9回 個人向け 2回	A	B	昨年より実施回数が増えているため、実施回数増加に向け周知に努めている。	継続	今後も引き続き、まちづくり出前講座等を実施し、自己選択の啓発活動を行う。	
		(2)日常生活自立支援事業の利用推進	21	社会福祉協議会権利擁護支援事業人件費補助(日常生活自立支援事業等の人件費補助)	地域包括ケア推進課	日常生活自立支援事業利用推進のため、人件費の補助を行う。	日常生活自立支援事業における常勤の生活支援員 1名の人件費補助を実施 予算 3,811,000円	A	A	人件費の補助により、日常生活自立支援事業の利用推進ができていく。	継続	引き続き、日常生活自立支援事業利用推進のため、人件費の補助を行う。	
			(3)身寄りのない人への支援	22	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	地域包括ケア推進課	成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者に対し、申立てを行う親族等がない場合、市長申立てを行う。	市長申立て件数:24件 (類型内訳:後見23件、保佐1件)	A	A	市長申立ての相談があった対象者について、適切な案内や手続きを行っている。	継続	引き続き成年後見制度が必要な認知症高齢者に対し申立てを行う。
				23	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	障害福祉課	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがいない等で申立てが出来ない知的障害者に対し市長申立てを行う。	対象者に対して事業を実施した。 市長申立て件数 1件 (類型 保佐1件)	A	A	市長申立ての相談があった対象者について、適切な案内や手続きを行っている。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
	(3)身寄りのない人への支援	24	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	保健所保健総務課	成年後見制度が必要にもかかわらず身寄りがいない等の理由で申立てができない精神障害者に対して、市長が成年後見等開始の申立てを行う。	市長申立て件数 2件 (類型 後見2件)	A	A	昨年度と同様の件数の申立てを行い、制度利用が必要な対象者に対し適切に手続きを行っている。	継続	引き続き成年後見制度が必要な精神障害者に向け事業を行っていく。		
		25	居住支援事業(居住支援サービス事業経費補助)	地域包括ケア推進課	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に対し、居住支援サービス事業に係る経費の一部を補助金として助成している。(身じまいサービス)	身じまいサービス補助件数 1件	D	A	身じまいサービスの対象案件が1件発生し、死後事務を行うための費用の補助をおこなった。	終了	令和7年度以降は福祉政策課へ事業が移行した。		
		26	社会参加や地域で支える仕組みづくり(独居高齢者、老々世帯に向けた地域ケア会議(個別ケア会議)の実施)	地域包括ケア推進課	個別ケア会議にて高齢者個人を支援し、全体会議にて高齢者を支えるための地域づくり、地域課題解決のための取り組みを行うことで地域包括ケアシステム実現の一助を担う。	個別ケア会議:98回 全体会議:74回	A	A	個別ケア会議、全体会議ともに開催することができており、高齢者を支えるための地域づくり、地域課題解決のための取組みを行うことにつなげられている。	継続	今後も引き続き、各地区において個別ケア会議、全体会議を積極的に実施し、高齢者の支援を行っていく。		
		(1)支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備	27	権利擁護サポーター養成講座	地域包括ケア推進課	権利擁護支援の理解・啓発や地域での見守り活動等、権利擁護に携わる人材育成を目的とした講座を開催する。	養成講座:2回実施 全課程修了者総数 39人 フォローアップ研修:1回実施 参加者数 49人	B	A	関係機関への周知により、昨年度よりも、養成講座・フォローアップ研修共に参加者は増加した。修了者の一部は日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の事務執行者につなぐことができていく。	継続	活動の場の提供には課題があるが、継続し修了者を増やしていく。	
	28		権利擁護に関する啓発活動の実施	障害福祉課	ホームページへの掲載や、船橋市障害者差別解消支援地域協議会における、事例の共有、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動に関する議論により、障害者差別解消の推進を図る。ホームページへの掲載や障害者虐待防止センターによる啓発活動や研修会を通じて、障害者虐待の防止の啓発を図る。	障害者差別解消の推進、障害者虐待の防止についてホームページへ掲載した。 船橋市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、事例の共有、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動に関する議論をおこなった。 障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する、民生児童委員協議会での啓発活動や関係機関向け研修会をおこなった。 船橋市障害者差別解消支援地域協議会を開催:1回 民生児童委員協議会での啓発活動:23回 障害者虐待防止センターによる研修会:2回	A	A	ホームページへの掲載、船橋市障害者差別解消支援地域協議会における議論等、障害者虐待防止センターによる、障害者虐待に関する、啓発活動や研修会を実施することで、権利擁護に関する啓発を行っている。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。		
	29		地域に向けた啓発活動の実施	地域福祉課	出前講座等を通して、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」を周知し、制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方の相談支援につなげる。	庁内連絡調整会議3回、地域連絡調整会議2回実施。	B	A	庁内連絡調整会議や地域連絡調整会議を開催し、庁内各課や庁外の関係機関に「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の周知を行った。また、地域ケア会議等、他部署の会議にも積極的に参加し、支援者間の顔の見える関係性の構築を図った。	継続	庁内外を問わず関係機関が開催する会議に積極的に参加し、引き続き、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」についての周知を図る。		
	30		地域に向けた啓発活動の実施(再掲)	保健所保健総務課	地域で精神障害者を支援する民生委員や障害福祉事業所等を対象に普及啓発講演会を実施する。	テーマ「うつ状態を知る～支援者が知っておきたい手当てと周囲の大切さ～」 参加者:45名	A	A	多くの支援者に対して、うつ状態に対する理解を深める機会となった。	継続	引き続き支援が必要な精神障害者の早期発見と連携体制も踏まえた事業を行っていく。		
	31		【新設】地域に向けた啓発活動の実施	保健所保健総務課	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする、傾聴を中心とした支援者を養成する。	【1回目】対象者:市職員 養成人数:183人 【2回目】対象者:市民、民生委員 養成人数:137人		B	年間目標養成人数の400人には到達できなかったが、多くの人に参加いただき、普及啓発をすることができた。	継続	令和10年度までは、年間養成人数を400人に設定し、事業を行っていく。		
	32		船橋市権利擁護支援等推進協議会の開催	地域包括ケア推進課	権利擁護支援推進及び地域連携ネットワーク構築のため、司法・福祉・地域関係者で組織される協議会を設置する。	年2回開催	A	A	協議会において、権利擁護支援の推進、支援の連携体制、受任者調整の方法等について協議を行うことができた。	継続	引き続き支援ネットワーク構築のため、専門職との意見交換や協議を行っていく。		
	(2)本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備	33	権利擁護支援定例会議、専門職相談の実施(再掲)	地域包括ケア推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える。	権利擁護支援定例会議 年6回実施 専門職相談 年2回実施	A	A	弁護士、司法書士、社会福祉士をはじめとする専門職と協力し、市民や後見人、支援者を支える体制を整えることができていく。後見人や関係機関に活用を呼びかける必要がある。	継続	専門職に向けて活用の働きかけを行うとともに、受任者調整を経たチーム作りについても進めていく。		

基本方針3. 中核機関の設置と 環境整備	中核機関の設 置・運営	(1)権利擁護支援における 中核となる機関の設置	34	中核機関の設置運営	地域包括ケア 推進課	権利擁護支援における中核となる機関の設置を行 い、広報啓発、相談事業を実施する他、権利擁護支援 推進のための事務局機能を担う。	地域包括ケア推進課内に設置 社会福祉士2名体制	A	B	権利擁護支援の事務局機能を担うこと に、広報啓発、相談事業、人材育成等の事 業を行い、中核機関としての役割を果たす ことが出来ている。欠員及び職員の入替 わり等により持続可能な運営が課題となっ ている。	継続	人員等の体制については引き続き検討す る必要がある。
	権利擁護におけ る人材育成と地 域資源の整備	(1)権利擁護支援に携わる 人材の育成	35	権利擁護サポーター養成講座【再掲】	地域包括ケア 推進課	権利擁護支援の理解・啓発や地域での見守り活動 等、権利擁護に携わる人材育成を目的とした講座を 開催する。	養成講座:2回実施 全課程修了者総数 39人 フォローアップ研修:1回実施 参加者数 49人	B	A	関係機関への周知により、昨年度よりも、 養成講座・フォローアップ研修共に参加者 は増加した。	継続	引き続き同様に実施していく。
		(2)法人後見の普及、育成、 支援	36	障害者成年後見支援センター事業(再掲)	障害福祉課	船橋市援護の障害のある人の法人後見等の受託や、 船橋市援護の障害のある人及びその家族に対して成 年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行 うことで、障害者の成年後見制度の利用促進を図る。	対象者に対し、成年後見制度に関する電話 相談等を行うとともに、市からの依頼に応じ て法人後見等の受託を行った。 相談件数 8,044件 (知的 4,785件、精神 2,879件、その他 380件)	A	A	対象者について法人後見を受託している。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			37	権利擁護サポーター養成講座【再掲】	地域包括ケア 推進課	権利擁護支援の理解・啓発や地域での見守り活動 等、権利擁護に携わる人材育成を目的とした講座を 開催する。	養成講座:2回実施 全課程修了者総数 39人 フォローアップ研修:1回実施 参加者数 49人	B	A	関係機関への周知により、昨年度よりも、 養成講座・フォローアップ研修共に参加者 は増加した。	継続	引き続き同様に実施していく。